

## 自動販売機に係る公募制度の概要

項 目	内 容
公募制度 導入計画	指定管理者、県有施設内の食堂・売店を運営する事業者又は社会福祉団体が設置している自動販売機等、特別な事情がある場合を除いて、平成 22 年度から、順次公募制を導入しています。
貸付期間	原則 3年 特別な事情があるときは、3会計年度以内又は3会計年度から更に1年未満を延ばした期間の範囲内で施設管理者が決定した期間となることがあります。
設置業者 選定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札又は公募型見積合わせの方法により行います。</li> <li>・予定価格以上の有効な入札書（見積書）で、最高の価格をもって応募したものに決定します。</li> </ul>
募集単位	<p>原則 自動販売機 1 台毎に募集します。</p> <p>特別な事情があるときは、施設管理者の判断により複数台をまとめて募集することがあります。</p> <p>※ 複数の設置業者に貸し付けを行うため、同一事業者の複数設置を制限する方式を採用することがあります。</p>
商品種類 販売価格	販売商品の種類及び販売価格は、施設管理者が決定し、募集条件とします。
入札参加 者資格等	各施設の募集要領に定める資格要件を満たしていなければ応募できません。
公告方法	各施設のホームページに「募集要領」を掲載して行います。
管理経費	電気料等貸付に伴い管理上必要とする経費は、自動販売機設置事業者の負担とし、貸付料とは別に施設管理者が発行する納入通知書により納入しなければなりません。
契約締結	県有財産賃貸借契約書により設置事業者決定の日から 7 日以内に契約を締結しなければなりません。
貸付料	貸付料は、各年度の貸付期間の初日から 30 日以内に、施設の管理者が発行する納入通知書により納入しなければなりません。